十五　特定施設の設置場所が水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域となった場合において当該特定施設が排出水を排出する場合	水質汚濁防止法第四条の二第一項の地域を定める政令の施行の日から六十日以内	排出水の排水系統別の汚染状態及び量	当該原子力発電工作物を廃止した者の氏名又は名称及び住所、当該原子力
十六　騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第一項（この号において「特定施設」という。）に該当する原子力発電工作物を設置する原子力発電所の設置の場所が同法第三条第一項の規定により指定された地域（この号において「指定地域」という。）内に設置された原子力発電所の原子力発電工作物が特定施設となった場合	三十日以内	特定施設の種類、容量及び個数並びに騒音防止の方法	廃止の後遅滞なく
十七　振動規制法第二条第一項の特定施設（この号において「特定施設」という。）に該当する原子力発電工作物を設置する原子力発電所の設置の場所が同法第三条第一項の規定により指定された地域（この号において「指定地域」という。）となった場合又は指定地域内に設置された原子力発電所の原子力発電工作物が特定施設となった場合		特定施設の種類、容量、個数及び使用の方法並びに振動防止の方法	
十八　現に設置している又は予備として有している別に告示する原子力発電工作物であってポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものであることが判明した場合（直ちに、当該原子力発電工作物を廃止し、第二十一号の届出をする場合を除く。）	判明した後遅滞なく	当該原子力発電工作物を設置している又は予備としている者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、当該原子力発電工場若しくは事業場の名称及び所在地並びに当該原子力発電工作物の種類、製造者名、型式、設置又は予備の別、設置年月	
十九　第一号若しくは第二号の施設、第三号、第四号、第六号、第七号若しくは第十八号の原子力発電工作物又は騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置されている原子力発電所の原子力発電工作物であって同法第二条第一項の特定施設の名称、住所若しくは法人にあっては事業場の名称若しくは代表者の氏名若しくは工場若しくは事業場の所在地（第十八号の原子力発電工作物を設置している者にあっては、予備としている又は第十八号の原子力発電工作物の設置者にあっては、予備の別に変更があった場合	変更又は廃止の後遅滞なく	変更のあった事項（電気事業者が法第九条第二項第二号の事項の変更に限る。）の届出をする場合を除く。）	当該廃止に係る事項
二十　第一号若しくは第二号の施設又は第三号、第四号、第六号若しくは第七号の原子力発電工作物を廃止した場合（当該施設の属する原子力発電所の廃止又は出力の変更に伴い廃止した場合を除く。）			
二十一　別に告示する原子力発電工作物であってポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものを廃止した場合			

	事故の発生後直ちに	事故の状況	発電工作物が設置されていた又は予備としていた工場若しくは事業場の名称及び所在地、原子力発電工作物の種類、型式、製造者名、製造年月、設置年月及び廃止の理由及び内容
二十二　ばい煙発生施設又は大気汚染防止法第十七条第一項に規定する特定物質が大気中に多量に排出された場合			
二十三　特定施設に該当する原子力発電工作物について故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類対策特別措置法第二十六条第一項に規定するダイオキシン類が大気中に多量に排出された場合			
二十四　水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場に該当する原子力発電工作物について、特定施設にこれらを設置するための事業場において同法第二条第一項の規定する有害物質（ポリ塩化ビフェニルを含む。）及び同条第二項第一号に規定する有害物質（ポリ塩化ビフェニルを除く。）を含む水若しくはその汚染状態が同項第二号に規定する項目について同法第三条第一項又は第三項の規定する排水基準に適合しない水を公共用水域（同法第二条第一項に規定する公共用水域をいう。）に排出され、又は地下に浸透した場合であって、当該特定事業場から排出され、又は地下に浸透した水が人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合	事故の発生後可能な限り速やかに	事故の状況及び講じた措置の概要	
二十五　水質汚濁防止法第十四条の二第二項に規定するところにより指定された地域内に設置されている原子力発電工作物について、同法第二条第四項に規定する特定施設の設置の事業場において、同法第十四条の二第三項に規定する指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質が当該指定施設から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合			
二十六　水質汚濁防止法第十四条の二第三項に規定する貯油事業場等に該当する原子力発電工作物について、同条第五項に規定するための貯油施設等において、同法第二条第四項に規定する特定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透した油が当該貯油施設等から排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合			
二十七　原子力発電工作物の破損その他の事故が発生し、絶縁油が構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合			